

Q. ヒブワクチン接種補助と子どもにも短期保険証を

A. 接種補助は研究する



野崎 隆子 議員

①細菌性髄膜炎の予防接種に独自の助成を

この感染症は発見が難しく、発病すると後遺症の確率が高い、生後1年を目安にワクチンを接種することで、予防が可能である。任意による自費接種のため、親の負担が大きい。公費負担と定期接種化を求める。

②短期保険証の子どもに最低6か月の保険証を

保険の子どもに6か月の保険証が発行されている。ならば、1か月や3か月の短期保険証の子どもたちにも、6か月の保険証を交付するのが筋ではないかと考える。

①細菌性髄膜炎ワクチンの予防接種費用補助については、厚労省の検討結果を前提として、有効性、安全性、費用対効果等の研究を行うっていく。

②「短期保険証世帯の

子どもに最低6か月の保険証を」については、本来の保険制度の運営上の趣旨に基づくものであり、今回の法改正による資格証明書の交付世帯に属する中学生以下の子どもへの対応と短期保険証発行の取扱いを合わせる必要はないものと考えている。



利用者の多い公共施設

① 毎週定期利用の団体の役員は、3か月先の同じ曜日と場所日時を確保するために3か月先の場所取りは毎週々々通っている。かなりの苦労である。不定期利用の人たちにも配慮しながら、通年定期利用者の苦勞を幾らかでも緩和できないものか。

② 社会教育センター及び供用施設の利用については、町、教育委員会及び文化協会などの補助団体の事業は、年度当初から場所の確保をし、事業の運営に支障のないようにしている。

③ 一般の利用者については、利用予定日の3か月前から前日までに利用申請の手続きをお願いしている。

④ 利用の公平性の観点から、今後も現在の方法を継続していきたいと考えている。

Q. 社教センター、供用施設の利用手続の緩和は

A. 今後も現在の方法を継続

Q. 町長10%カット期限切れ、期末手当45%加算を問う

A. 町条例と規則に従って実施



野崎 八十治 議員

①町長は、1期目の任期8月5日まで、給料を10%カットしていた。

②2期目に継続の手続を取られていない理由を伺いたい。

③議員、町長、副町長のボーナスは、3・1か月分とその差額の45%を加算して支給されている。給料や報酬に含まれており、加算するのはお手盛り。町長の決断で見直しを。

④町長の給料基礎月額10パーセント減額の条例は、期限を定めた条例である。

⑤したがって、現在は失効している。

⑥町長・副町長及び議員の期末手当加算割合については、国の法律及び同法施行令による支給率及び近隣市町の支給状況を考慮して、町の規則で定めている。

Q. 低所得世帯の国保税と医療費の減免拡大を

A. 「7割・5割・2割」軽減の導入に向けて検討

①国保税は他の税や保険料に比べて重い。国の負担を減らし

たため、以前のように戻し負担を軽くし、安心して医療が受けられるようにつにすることが求められる。

②子ども均等割額はなくすべきではないか。

③前年所得が生活保護基準の1・3倍の世帯は、税と医療費の減免を。

④所得減世帯の軽減。

⑤町の国保税法定軽減割合は、6割・4割軽減である。7割・5割・2割軽減の可能性を問う。

①就学前児童の均等割については、地方税法上なくすることはできない。

②生活保護基準に準じた減免制度及び所得の激減、離職者などに対する

③就学前児童の均等割については、引き続き、調査研究を進める。

④「7割・5割・2割」軽減については、導入に向けた検討をする。



望まれる国保税の軽減